

平成29年度包括外部監査における意見及び対応状況(総括表)

			頁	対応済	今後 実施	検討中	その他	備 考
II		公園用地の取得について						
	1	新設・拡張、改修における計画策定の必要性について	P27		○			
	2	利用者数の把握について	P27		○			
	3	メリハリをつけた公園づくりの必要性について	P27	○				
	4	土地開発公社における用地保有について	P28	○				
	5	土地開発公社の借入利率について	P29	○				
III		公園改修						
	1	安全点検後の確認と予算措置について	P33	○				
	2	遊具以外の改修について	P33		○			
	3	町会や有志団体の協力関係の強化について	P33	○				
	4	改修費用について	P33	○	○			
IV		公園の維持管理について						
	1	公園台帳の適正な管理について	P36	○				
	2	公園台帳のシステム化の検討について	P37			○		
	3	公園単位によるトータルコストの把握と分析について	P38			○		
	4	行政評価における目標指標の設定について	P40		○			
	5	新公会計システム上のセグメントの取扱いについて	P41			○		
	6	新公会計システムにおける固定資産の取扱いについて						
	(1)	財務情報の網羅性について	P41			○		
	(2)	固定資産台帳と施設分析シートにおける資産計上の乖離について	P42	○				
	7	統合型地理情報システムの利活用について	P43			○		
V		公園等の維持管理業務委託等の契約について						
	1	入札等の契約事務全般について	P45					課題なし 意見なし
	2	年度末間際の契約について	P45	○				
	3	予定価格事前公表について	P46					課題なし 意見なし
	4	最低制限価格等の設定について	P46	○				
VI		花と緑の基本計画との関連について						
	1	緑被率の向上に関する具体的な計画について	P48		○			
	2	花について	P49	○				
	3	公園の偏在について	P52		○			
	4	公衆トイレの整備について	P52		○			

			頁	対応済	今後 実施	検討中	その他	備 考
VII		グリーンスポット、防災スポットについて						
	1	不燃化推進特定整備地区内における今後の防災スポット設置の検討	P60	○				
	2	不燃化推進特定整備地区外における今後のグリーンスポット設置の検討	P60	○				
	3	地域住民に対するPR活動	P60	○				
VIII		水道料金、電気料金、消耗品費、その他家屋等修繕について						
	1	複数部署に共通する業務に関する検討	P61	○				
	2	公園等における公共料金集計作業の効率化について	P61	○				
IX		備品・工作物の管理について						
	1	備品の管理について						
	(1)	廃棄報告もれについて	P64	○				
	(2)	備品管理シールの貼付状況について	P65	○				
	2	工作物の管理について						
	(1)	撤去報告もれについて	P66	○				
	(2)	本来の用途とは異なる使用について	P66	○				
33事項			20	8	5	0		

平成29年度荒川区包括外部監査結果報告

標題	現状	課題	意見	意見に対する対応状況		
II 公園用地の取得について						
1 新設・拡張、改修における計画策定の必要性について						
P27		<p>□平成24年4月国土交通省都市局公園緑地・景観課より公表された公園施設長寿命化計画策定方針（案）を基にした計画を策定する予定である。</p>	<p>□平成21年3月に荒川区花と緑の基本計画を策定しており、目標値は設定されているものの、その計画に必要な費用が計算されていない。</p>	<p>□用地取得には相手方があり、不確定な要素も多々ある等、計画に係る費用の試算には困難が伴うことも想像に難くないが、可能な範囲で中長期の費用の把握を行い、支出計画を策定していくことも考えるべきである。</p>	<p>□公園の新設・拡充については、「防災都市づくりに資するオープンスペース用地の取得に関する指針」に基づき、用地取得に努め、公園整備を進めている。</p> <p>中長期計画の事業費については、都市計画事業、密集事業計画等との整合性を図りつつ、「荒川区花と緑の基本計画」の実行計画となる「荒川区花と緑の推進計画」の改定に合わせ、目標値の設定とともに検討していく。</p> <p>また、その他、公園改修等の費用については、策定予定の公園施設長寿命化計画の中で定めていく。</p>	今後実施
2 利用者数の把握について						
P27		<p>□シルバー人材センターに業務委託している公園・児童遊園見回り業務の業務報告書では、一定日の一定時間における公園・児童遊園にいる大人・子供の人数が報告されている。</p>	<p>□区では、公園・児童遊園の利用者数調査を行っていない。</p>	<p>□多数の区民等が利用している公園等の施設において、利用者の実態把握は欠かせないのではないかと考える。</p> <p>□業務委託報告書より、利用者の少ない公園・児童遊園は存在しており、こうしたデータ等も参考にしながら、よりよい公園づくりに向け、次期の計画策定の裏付けも含めて実施を検討してみてもどうかと考える。</p>	<p>□現在、公園・児童遊園等の施設改修や全面改良において、施設の老朽度合の判断のみならず、施設の利用状況、地域住民や利用者の意見・要望等を調査し、地域に愛される整備を実施しているが、公園利用者の実態把握は、今後の公園改修のあり方の重要な要素となることから、それぞれの公園の改修計画前には、利用者数の把握について調査を実施する。</p>	今後実施

平成29年度荒川区包括外部監査結果報告

標題	現状	課題	意見	意見に対する対応状況	
3 メリハリをつけた公園づくりの必要性について					
P27	<p>□現在の1人あたり公園・児童遊園面積は、当初の計画と比較し、乖離がある状況である。</p> <p>□公園の構成要素の1つであり、公園のイメージを形作る要素の1つでもある公衆・公園トイレについて、適正配置、老朽化対策、バリアフリー化整備率や防災機能の向上のため、中長期的な建替等を計画的に進めている。</p>	<p>□新規に公園・児童遊園を増やしていくことも大事な視点であるが、現在あるものをよりよいものに変えていくことに注力していくこともまた重要ではないかと考えられる。</p>	<p>□各地域の中心的な公園について、特徴のある設備を置いたり、カフェやレストランの設置等による民間企業の活用、民間企業の協力を得てPRできるような場にしたりすること等も積極的に検討してもよいのではないかと考える。</p> <p>□テレビドラマの撮影現場や眺めのよいスポットとして取り上げられている公園もあり、観光資源としても利用できる余地が十分あるのではないかと考える。</p> <p>□公衆トイレをもっと綺麗にしていくことも必要と考える。今後の総合的かつ計画的な管理を期待したい。</p>	<p>□平成29年度の都市公園法の改正により、Park-PFIなど都市公園における民間企業の活用に関する項目が大きく見直され、今まで以上に柔軟かつ継続的な民間企業の営業活動が可能となり、公園に新たな価値が生まれ、地域の魅力向上にも寄与するほか、民間企業が管理することで、財政負担の軽減に繋がる場合もあることから、それらの活用についてさらに検討を深めていく。</p> <p>□区を代表する荒川遊園や荒川自然公園等を活用し、四季をとおした様々なイベントを開催することで、観光にも貢献する取組を実施しており、今後も区の観光に寄与するよう、関係部署と連携し、公園のPRを実施する。</p> <p>□トイレの日常清掃では落としきれない汚れを特別清掃で実施し、機能回復に努めている。また、平成30年度中に公衆トイレ整備方針を定め、計画的に整備を行っていく。</p>	対応済

平成29年度荒川区包括外部監査結果報告

標題	現状	課題	意見	意見に対する対応状況	
4 土地開発公社における用地保有について					
P28	<p>□土地開発公社による用地保有は、区と土地開発公社の間で締結する「公共用地等の取得等に関する協定書」に基づき、原則5年以内を想定した一時的所有であるが、平成28年度の土地開発公社決算書によれば、平成21年10月8日に取得した都市計画公園用地（（仮称）町屋公園用地）が土地開発公社の所有のままとなっている。</p>	<p>□本件用地は取得から既に8年近く経過し、現在の時価評価額は当初の取得価額より変わっているため、その含み損益は区が抱えることになる。</p>	<p>□一般的に民間における取引では時価評価額での売買としているが、土地開発公社においては、性質上、取得価額としている。当初の価額で譲渡する場合には、固定資産の評価上留意が必要である。</p>	<p>□今後も公会計制度改革や土地開発公社経理基準の最新の動向等を適宜把握し、適切な資産評価手法に反映していく。</p>	対応済
5 土地開発公社の借入利率について					
P29	<p>□土地開発公社が用地を取得する際の借入は、1年以内に返済予定のものは、協調融資銀行団の幹事行の短期プライムレートまたは市場連動金利に0.45%をプラスした金利が適用されているが、1年超の長期のものは1.525～1.575%といった利率となっている。</p>	<p>□現在の低金利の状況に鑑みれば、優良企業においては1%を下回る利率で借り入れているケースも見受けられるため、できるだけ低い利率とすべく、交渉が行われて然るべきと考えられる。</p>	<p>□借入に際しては、支払利息も区の負担となるため、取得時期や利率等、慎重な検討を要するものとする。</p>	<p>□金融政策の影響を的確に反映した借入金利の見直しが早期に行われるよう、特別区土地開発公社事務局長会幹事区を通じて、協調融資団幹事銀行であるみずほ銀行に要請しており、区としても平成30年2月にみずほ銀行に対して直接要請を行っている。 また、用地取得資金の調達コストを圧縮するため、公社の保有期間の短縮や区の早期買戻しなどに努めている。</p>	対応済
Ⅲ 公園改修					
1 安全点検後の確認と予算措置について					
P33	<p>□遊具等安全点検における総合判定がCランクとなったものについては、安全点検後に区職員及び業務委託事業者が実際に現物を確認し、緊急度に応じて順次修繕等の対応を実施している。</p>	<p>□その対応状況や対応予定が一見して分かる資料は作成されていない。</p>	<p>□それぞれの対応状況や対応予定を記した資料を作成し、優先度や対応時期等を整理の上、具体的な改修につなげていくことが望ましい。</p>	<p>□平成29年度の遊具点検業務委託の結果を基に一覧表を作成し、補修・修繕作業の履歴を記録している。今後も引き続き実施し、改修に活用していく。</p>	対応済

平成29年度荒川区包括外部監査結果報告

標題		現状	課題	意見	意見に対する対応状況	
2 遊具以外の改修について						
P33		<p>□「花と緑の基本計画」以降、公園の整備・改修等に係る計画は策定しておらず、平成30年度中に公園等の長寿命化計画を策定する予定である。</p>	<p>□現状では、公園・児童遊園ごとに改修が必要な箇所、今後改修が必要になってくる箇所等について、具体的に整理した資料は作成されていない。</p>	<p>□今後、具体的な改修計画を策定し、効果的に改修対応していくためにも、各公園・児童遊園ごとの課題を整理した資料を作成しておくことが望ましい。</p>	<p>□平成30年度実施の公園等の長寿命化計画の策定作業に伴い、各公園等の概況をまとめたカルテを作成し、整理する予定である。</p>	今後実施
3 町会や有志団体の協力関係の強化について						
P33		<p>□区立公園・児童遊園を適正に維持管理していくためには、周辺の地元区民・町会等の協力が欠かせない。</p>	<p>□都市公園法が改正され、その運用指針でも公園利用者や地域の関係者等の意見、ニーズ等を把握し、公園利用者の利便の向上を図るため、協議会を活用することが望ましいとされている。</p>	<p>□現在でも住民の意見等を反映するよう様々な施策を行っているが、今後より一層、祭りやイベントを公園・児童遊園を使って積極的に行い、街づくりの中心スポットとして機能させる中で、地域住民との協力関係を更に強化していくことが必要ではないかと考える。</p>	<p>□現在、主に維持管理面においては、公園連絡員制度を活用し、地域住民の意見を伺うほか、改修時には住民説明会で直接意見を伺い、出来る限り設計に反映させることで、公園に愛着を持ってもらえるような仕組みをとっている。なお、一部の公園では、地域住民と維持管理協定を締結し、協働での公園運営を実施している。今後も、地域住民との協力関係を大切にし、ニーズの把握や利便性の向上に努めていく。</p>	対応済
4 改修費用について						
P33		<p>□今後、公園の老朽化に伴い改修費用の増加が予想される。</p> <p>□荒川自然公園においては、補助金の対象となる都市公園化の検討を行っている。</p>	<p>□既存の公園を一定のコンセプトの基に改修していくことも必要になってくる。</p>	<p>□今後、公園全体としての中長期的な改修計画を策定したうえで、優先順位を付けて対応していくことが重要であると考えます。</p> <p>□財源を確保しながら計画的な改修につなげていく取組も必要ではないかと考える。</p>	<p>□公園改修の優先順位についても、平成30年度中に公園等の長寿命化計画を策定する予定である。</p> <p>□都市計画公園における改修については、都市計画交付金を活用して、改修を行っている。また、その他都市公園においても、公園施設長寿命化計画に位置づけ補助金を活用して、区の財政負担の軽減を図っていく。</p>	<p>今後実施</p> <p>対応済</p>

平成29年度荒川区包括外部監査結果報告

標題	現状	課題	意見	意見に対する対応状況	
IV 公園の維持管理について					
1 公園台帳の適正な管理について					
P36	<p>□都市公園の管理を適切に行い、広く都市公園の現状を知らしめるために、都市公園法において、公園管理者は、公園台帳の作成及び保管、閲覧に供することとされている。</p>	<p>□公園台帳の未整備または未更新の公園があることが確認された。</p>	<p>□今後、老朽化が確実に進行していく公園施設の維持管理、改修、更新等を的確に実施していくためにも、その基礎データとして、公園台帳に最新の状況を適正に記録していく必要がある。</p>	<p>□公園台帳の整備は公園管理者の責務であることから、未整備、未更新であった公園台帳を整備した。今後も引き続き公園台帳を活用していく。</p>	対応済
2 公園台帳のシステム化の検討について					
P37	<p>□現在の公園台帳は、紙で時系列的に綴じ込む方法により管理されている。</p> <p>□往査時点で道路台帳システムの導入設計中であり、平成30年度から稼働させる予定とのことであった。</p>	<p>□紙面での公園台帳管理方式では、施設更新等の情報管理において煩雑さが否めず、課題を解決する方法として、公園台帳の電子システム化を図ることも有用であると考え。</p>	<p>□公園台帳についても、道路台帳システムへの増築や統合型GISの活用を検討し、財源を確保しながら、公園台帳の電子システム化を検討するべきである。</p>	<p>□公園台帳の電子システム化にあたっては、その費用対効果や統合型GISの活用等も含め検討する。</p>	検討中
3 公園単位によるトータルコストの把握と分析について					
P38	<p>□区では、新公会計システムの導入に伴い、施設区分ごとにフルコストを把握し、分析することができる環境が整備され、公園等は、その区分を「荒川自然公園」「その他公園」「児童遊園」「グリーンスポット」の4区分としている。</p>	<p>□公園ごとの維持管理費用を把握していない状況にある。</p>	<p>□公園の劣化の進行や業務委託の拡大等により公園等の維持管理費用の増加が想定される中、より効果的で効率的な維持管理を推進するためには、公園単位による維持管理費用をトータルで把握のうえ、分析し、今後の対応につなげていくことも必要であると考え。</p>	<p>□より適切なセグメント設定について検討する。</p> <p>また、現行システムの改修が必要となる場合については、システム改修についても併せて検討する。</p>	検討中

平成29年度荒川区包括外部監査結果報告

標題	現状	課題	意見	意見に対する対応状況		
4 行政評価における目標指標の設定について						
P40		<p>□現状の施設分析シートにおける目標指標は、「有形固定資産減価償却率」「管理面積1㎡当たり年間コスト」「区民1人当たり年間コスト」「1日当たりコスト」「1か所当たり年間コスト」といったコスト情報に集中し、目標指標欄が記載されていない状況も見られる。</p>	<p>□こうした指標では、公園として地域住民の福祉の向上に、どの程度寄与しているのかという説明が、必ずしも十分とは言えない面がある。</p> <p>□多数の区民等の利用に供する公園のような施設においては、その利用者の視点を評価指標に組み入れるべきであり、区民にとって付加価値や存在意義がどの程度認識されているのかという点を踏まえ、評価指標を設定することが望ましい。</p> <p>□不特定多数が自由に利用する施設の特性から利用者の声を拾うのに難しい面もあるが、例えば、「公園の利用者数・来訪者数の動向の定期的なモニタリング」「利用者・来訪者への定期的な現地調査等による項目ごとの満足度調査」等により、利用者の視点による指標を加えることが検討されるべきものとする。</p>	<p>□行政評価では、荒川区民総幸福度(GAH)を設定しており、区民の公園に対する評価指標として用いている。</p> <p>利用者視点の指標については、平成30年度の区政世論調査において、公園の充足状況に対する満足度や利用目的等の意識調査を実施する。</p> <p>また、調査結果を荒川区民総幸福度と合わせて、今後の公園行政に反映させていく。</p>	今後実施	
5 新公会計システム上のセグメントの取扱いについて						
P41		<p>□新公会計システムの目的は、企業会計と同様、事務事業や施設に係るフルコストの見える化を図り、当該事務事業や施設の成果を検証し、その後のマネジメントに資することにある。</p> <p>□機能を十分に果たすためには、分析する単位であるセグメントの設定が適切になされることが重要となる。</p>	<p>□公園における新公会計システムのセグメントは、4区分となっており、「その他公園」の中に様々な規模・特徴を有する公園が含まれているなど、相対的にセグメントは大きなものになっているとも言える。</p>	<p>□今後、新公会計システムを運用する過程において、公園施設の具体的な課題を把握し、マネジメントを行っていく観点から、セグメント区分を検討し、その実効性を更に高めていくべきものとする。</p>	<p>□より適切なセグメント設定について検討する。</p> <p>また、現行システムの改修が必要となる場合については、システム改修についても併せて検討する。</p>	検討中

平成29年度荒川区包括外部監査結果報告

標題		現状	課題	意見	意見に対する対応状況	
6 新公会計システムにおける固定資産の取扱いについて						
P41	(1) 財務情報の網羅性について	<p>□区の新公会計制度においては、資産として登録する公有財産の工作物の金額基準を150万円以上とし、この金額に満たないものは減価償却計算の対象から除外する取扱いとしている。</p>	<p>□東京都の基準に合わせ、このような基準を採用しているとのことであるが、東京都を始めとする同一基準を採用している他自治体と比較が容易になる反面、トータルコストの把握という観点からは、網羅性が完全に担保されないという課題もある。</p>	<p>□将来的な実行可能性も考慮のうえ、150万円未満の工作物の在り方について、検討することが望ましい。例えば、現行の基準により、固定資産全体のうちどの程度の割合で資産計上ができているのか、捕捉率調査等を行い、その影響を見極め、判断していくこと等が考えられる。</p> <p>□あわせて、現行基準の取扱いについて、財務諸表上の固定資産に関する補足説明において、重要備品の取扱いと同様、示されるべきではないかと考える。</p>	<p>□新公会計制度導入に向けて、公有財産上の金額の基準について内部で検討した結果、東京都方式の導入を決定し、150万円という基準を設定したものである。今後も東京都等他自治体の動向も参考にしながら、引き続き検討していく。</p>	検討中
P42	(2) 固定資産台帳と施設分析シートにおける資産計上の乖離について	<p>□区ホームページにおいて公表されている公園の施設分析シートと所管課が管理する平成28年度末の固定資産台帳の数字を照合したところ、「荒川自然公園」「その他公園」「児童遊園」で資産計上額に乖離が見られた。</p>	<p>□「荒川自然公園」の工作物一式が「その他公園」の区分に、「児童遊園」の工作物一式が「その他公園」の区分にそれぞれ誤って区分選択されており、これ以外にも補正すべき点が散見された。</p> <p>□資産情報の集計時に区分選択を誤ったことによるものであった。</p>	<p>□新制度導入初年度という事情もあろうが、新公会計システムにおける「固定資産台帳」は、現物との整合が不可欠であり、施設区分を含め、「従前の固定資産台帳」との整合もまた不可欠である。</p> <p>□区における新公会計システムの導入の先進的かつ画期的な試みは高く評価されるべきものであるが、今後、マネジメントシステムとしての実効性を上げていくためにも、改善を重ね、その精度を更に高めていくことが重要である。</p>	<p>□集計時の選択があっているか、改めて確認した。今後も引き続き実施し、精度を高めていく。</p>	対応済
7 統合型地理情報システムの利活用について						
P43		<p>□平成28年度の藍染公園全面改修について、区ホームページ上の更新日を確認したところ、平成27年6月9日となっており、改修前の情報が掲載されたままとなっていた。</p> <p>□区では、平成22年度に統合型GISを刷新し、全庁的な活用を促進している。</p>	<p>□情報提供の遅れの一因として、HTML形式での従来型のホームページにおける技術的な更新速度の遅さが挙げられる。</p>	<p>□統合型GISの強みは、単一情報だけではなく、複数の情報を重ね合わせて地理情報を活用できる点にある。</p> <p>□統合型GISを活用することにより、任意のキーワードで逆引き検索のような機能を付加し、利便性の向上を図ることも可能となる。</p> <p>□今後、統合型GISの活用を積極的に検討すべきである。</p>	<p>□情報提供のツールとして、統合型GISの機能をどのように活用すれば利便性の向上が図れるのか検討する。</p>	検討中

平成29年度荒川区包括外部監査結果報告

標題	現状	課題	意見	意見に対する対応状況	
V 公園等の維持管理業務委託等の契約について					
1 入札等の契約事務全般について					
P45	□区では、一般競争入札において、一定の地域要件を付して区内業者へ発注する制限付一般競争入札を採用している。	□課題なし	□意見なし		
2 年度末間際の契約について					
P45	□年度末である第4四半期（1～3月）に契約締結を行った工事案件12件のうち5件は、1者入札となっていた。	□不特定多数の事業者による適正な競争を担保し、公正・公平で高い透明性を確保する一般競争入札の趣旨からすると課題があると言える。	□1者入札になるには様々な要因が考えられるが、仮に、工期が短く、人の確保が困難ということが理由の1つであるとすれば、競争入札の制限を緩和したり、参加申込み期間を短縮し、工期をより長くとれるようにしたりするなどの対応も考えられる。 □また、年間を通じた発注の平準化等についても更に取組を進めるべきである。	□これまでも参加を希望する業者が、発注時期や工期の問題により参加を見送ることのないよう、計画的な発注と年間を通じての発注の平準化を図るための取組を行ってきたが、今回の指摘を受け、更なる改善を図るため、工事担当部門と契約担当とで改善策について、引き続き検討していく。	対応済
3 予定価格事前公表について					
P46	□区では、過去の経緯から契約の透明性を図るため、予定価格を事前公表している。	□課題なし	□意見なし		
4 最低制限価格等の設定について					
P46	□落札率が最低価格制度の設定範囲と一致している入札記録について、最低価格が設定範囲の上限（100分の85）となっている契約が散見された。 □「清掃、施設管理等の人件費割合が高い契約において原価低減の限界が認められること」「土木・建築工事においては、都の基準等によりコストの積算をしていること」が原因として考えられる旨の説明を受けた。	□人件費割合が高い契約においては、入札者の労働分配率によることが多く、自ずと限界があることから、労働条件の審査等、他の取組によって解決すべきとの指摘も成り立つ。 □公園等の安全点検等に関する業務委託について、相対的に個別性が高い面があり、積算は困難であるということも挙げられる。	□今後も、最低制限価格制度の運用を含め、入札の効果性・効率性・経済性の改善について引き続き検討されたい。	□これまでも人件費にしわ寄せがいくことがなく、より経済性の高い契約が可能となる方策について検討を行ってきた。今後も、他自治体等の事例を参考にしながら、最低制限価格の在り方について、引き続き検討していく。	対応済

平成29年度荒川区包括外部監査結果報告

標題	現状	課題	意見	意見に対する対応状況		
VI 花と緑の基本計画との関連について						
1 緑被率の向上に関する具体的な計画について						
P48		<p>□「花と緑の基本計画」で策定した「緑被率15.5%」「区民一人当たりの公園面積3.0㎡」という目標を設定している。</p>	<p>□民有地における緑化推進を目指すものの、各活動が緑化にどの程度寄与するものかについて分析はなかった。</p> <p>□推進計画を作成し、毎年度の達成目標とその進捗管理を行っているが、毎年の数値目標の設定は行われていないため、推進計画を実施した場合であっても、基本計画の達成が確保できるか否かについて不透明である。</p>	<p>□推進計画において目標数値を設定し、予算や決算の内容を比較することで、緑化に対する費用対効果を分析することができ、緑化1.0㎡当たりの区としての負担を把握できる。</p> <p>□公有地を緑化することに時間を要する可能性は高く、民有地を活用する緑化対策も併用することにより、目標緑被率を少しでも早く達成することが可能と考えられる。</p> <p>□公有地の緑地化とともに民有地の緑地化も併せて推進していくよう、花と緑の基本計画の変更を行うべきであると考えられる。</p>	<p>□これまで荒川区緑の保護育成条例や荒川区市街地整備指導要綱に基づく緑化指導を行い、緑化指導実績を積み上げてきた。</p> <p>さらに、平成29年度の都市緑地法改正より、「認定市民緑地制度」が創設されており、民有地における緑化の加速や、民間による公園相当の機能を持ったオープンスペース設置が期待される場所である。</p> <p>今後は、「荒川区花と緑の基本計画」の実行計画となる「荒川区花と緑の推進計画」の改訂に合わせ、都市公園法、都市緑地法の改正を反映させ、民有地における緑化を推進していく。</p>	今後実施
2 花について						
P49		<p>□花と緑の基本計画では、「花や緑を通して良好で快適な生活環境の形成を図り、区民が真の幸福を実感できるまちを構築していくため、きめ細かにかつ計画的に花や緑を保全・創出するための方策を明らかにする」と規定されている。</p> <p>□街なか花壇づくり事業では、花壇の日常維持管理等を区民主体の参加団体に委託しており、参加メンバーの固定化等により、適切な維持管理が困難となっている花壇も見受けられた。</p>	<p>□花に関する事業を実施しているものの、花をどのように用いることが、区民にとって良好で快適な生活環境の形成になるかの検討が行われておらず、基本計画においても最終的な目標が設定されていない。</p> <p>□街なか花壇づくり事業では、将来の花壇数について目標が設定されているが、当該目標については基本計画に基づくものではなかった。</p>	<p>□区民の良好で快適な生活環境に資する花のあり方を検討し、その実現に向けた具体的な目標を設定すべきである。</p> <p>□現在行っている事業が必要十分であるか検証し、必要な施策に取り組むべきと考える。</p>	<p>□花のあり方については、「荒川区花と緑の基本計画」において、「日常生活レベルの花と緑の名所」を区内各所につくり育てることを目標としている。</p> <p>今後も既存の事業が必要十分であるか、引き続き検討していく。</p>	対応済

平成29年度荒川区包括外部監査結果報告

標題	現状	課題	意見	意見に対する対応状況		
3 公園の偏在について						
P52		<p>□花と緑の基本計画では、「区民一人当たりの公園面積 3.0㎡」を目標としている。</p> <p>□平成19年度時点では、町屋・東日暮里・西日暮里地域の一人当たり公園面積は1.0㎡以下となっており、公園が十分存在していない。</p>	<p>□地域ごとの偏りのない公園新設を目指した場合、公園開設のために約2,188億円が必要と見積もられる。</p> <p>□加えて、花と緑の基本計画で目標年次としている人口見込を既に超えている現状である。</p>	<p>□不足している緑を増やし、一人当たりの公園面積を拡充することは必要な行政サービスであるといえるが、偏りのない公園建設を目指した場合には、財政負担が大きいものである。</p> <p>□公園の新設による緑地の保全や緑化の推進を図るだけでなく、民有地における緑化推進も推し進めるとともに、区の人口増加の現状や社会情勢の変化等を踏まえ、花と緑の基本計画の目標値の見直しについて検討することも必要と考える。</p>	<p>□市街化された区において、用地を取得するには、多大な時間と費用を要することから、「防災都市づくりに資するオープンスペース用地の取得に関する指針」を策定し、地域間での偏在が極力少なくなるよう配慮した公園整備を進めている。</p> <p>また、防災の観点からも、木造密集市街地を最優先で用地取得し公園整備を進めているほか、荒川区緑の保護育成条例や荒川区市街地整備指導要綱に基づく緑化指導も行い、緑化指導実績を積み上げてきた。</p> <p>現在の目標値を達成させるのは厳しい状況ではあるが、平成29年度に創設された「民間による公園相当の機能を有するオープンスペース設置」を促進する「市民緑地認定制度」等を活用し、更なる高みを目指し、引き続き緑のオープンスペース確保に努めるほか、「荒川区花と緑の基本計画」の実行計画となる「荒川区花と緑の推進計画」の改訂のなかで、目標値の見直しなども視野に入れ、検討していく。</p>	今後実施

平成29年度荒川区包括外部監査結果報告

標題	現状	課題	意見	意見に対する対応状況	
4 公衆トイレの整備について					
P52	<p>□区内の公衆トイレを適正に配置し、区民にとって等しく利便性のある公衆トイレを供給することを目的として、平成8年に公衆トイレ設置基準を設けており、500メートル間隔で設置することを規定している。</p>	<p>□区内では、設置基準に基づくトイレが不足している地域がある。</p> <p>□また、既に設置されている公衆トイレについても老朽化対策やバリアフリー化する必要もあると考えられる。</p>	<p>□公衆トイレの設置等については、土地という限られた性質のものではあるが、可能な限り適切な用地を取得するよう努め、公衆トイレの新設もするべきと考える。</p>	<p>□平成30年度中に公衆トイレ整備方針を定め、計画的に整備を行っていく。</p>	今後実施
VII グリーンスポット、防災スポットについて					
1 不燃化推進特定整備地区内における今後の防災スポット設置の検討					
P60	<p>□グリーンスポット及び防災スポットは、区内の民家を取り壊し等によって空地となった土地を取得して、公園用地としては面積が不足する場合に設置しているものであり、不燃化推進特定整備地区（荒川二、四、七丁目地区及び町屋・尾久地区）においては、国の補助金を活用して設置している。</p>	□課題なし	<p>□グリーンスポット及び防災スポットは、延焼による家屋の損失率を限りなくゼロに近づけるという目標には十分とは言えないまでも、貢献する施設である。</p> <p>□目的に適合した土地を計画的に取得するのは難しく、厳密な整備計画を設定するのは困難だが、引続き空地情報などを常に意識し、適切な用地が取得できる場合は、積極的に設置を進めていくべきである。</p>	<p>□グリーンスポット及び防災スポット等の空地は、延焼シミュレーションによる検証において延焼の遅延効果が出ているほか、防災資機材の保管場所としての機能も有することから、「防災都市づくりに資するオープンスペース用地の取得に関する指針」に基づき、地域情報の取得に努めながら整備を進めている。</p>	対応済
2 不燃化推進特定整備地区外における今後のグリーンスポット設置の検討					
P60	<p>□グリーンスポットの適地が見つからなかったこともあり、平成17年4月の開設を最後に、新規の設置はない。</p>	<p>□特に地域の防災性の向上が急務となっている不燃化推進特定整備地区（荒川二、四、七丁目地区及び町屋・尾久地区）にグリーンスポット、防災スポットが集中しており、他の地区に殆どない状況である。</p>	<p>□この偏在は、首都直下地震等の危険性が高まる中、不燃化推進特定整備地区に延焼を防ぐ土地を確保することが急務であり、防災スポット設置の優先度が高いことを考慮すると、やむを得ないとも言える。</p> <p>□しかし一方で、災害リスクの軽減と言う観点からは、他地区にもグリーンスポットの設置を検討していくことも有益である。</p>	<p>□地域危険度の高い不燃化推進特定整備地区から、その解消に向け国や都の補助金を活用して防災スポットの整備を進めている。</p> <p>□グリーンスポットについても、用地情報を活用すると共に、関係部署と連携し、整備を引き続き進める。不燃化推進特定整備地区においても、補助金等を活用し、整備を進める。</p>	対応済

平成29年度荒川区包括外部監査結果報告

標題	現状	課題	意見	意見に対する対応状況	
3 地域住民に対するPR活動					
P60	<p>□防災スポットについては、定期的に町会の会合に参加し、地域住民とのコミュニケーションを図り、施設や事業のPR活動を行っている。</p>	<p>□グリーンスポットについては、特に行われていない。</p>	<p>□グリーンスポットについても、防災目的の機能を多分に有していることから、近隣住民へのPR活動を定期的に行っていくことを検討すべきである。</p>	<p>□今回の指摘を受け、グリーンスポットは防災目的の機能を多分に有していることから、防災広場や防災スポットと同様に関係部署と連携し、近隣住民へのPRを行うよう変更した。</p>	対応済
Ⅷ 水道料金、電気料金、消耗品費、その他家屋等修繕について					
1 複数部署に共通する業務に関する検討					
P61	<p>□現在、防災スポットは、3か所しかないということもあり、区職員が塵芥の収集を行っているが、平成29年度に7カ所増加することが見込まれており、今後、塵芥の収集業務を外部に委託することが想定される。</p>	<p>□塵芥収集運搬については、公園、児童遊園、グリーンスポットだけでなく、防災広場や防災スポットでも共通に発生する業務である。</p>	<p>□管理している所管は違うが、各所管ごとで塵芥収集業務を検討するのではなく、区全体として同様の塵芥収集が必要な事業を洗い出し、最も効率的な業務の執行となるよう、検討する必要があると考えられる。</p>	<p>□防災スポットは、塵芥の収集、運搬や処理の方法が公園・児童遊園と同様であることから、平成30年度から公園・児童遊園の業務委託に組み込んで実施している。</p>	対応済
2 公園等における公共料金集計作業の効率化について					
P61	<p>□電気料金、水道料金の登録、集計について、月次で設置場所ごとに電力会社等から送付された「使用料、料金の通知」に基づき、個別にエクセルシートに入力のうえ、集計資料を作成し、異常値の検証、維持管理コストの正確な把握を行っている。</p>	<p>□毎月入力するデータは、膨大であり、これを手作業で行うことはIT化の進んだ今日においては、事務効率が悪いと感じられたところである。</p> <p>□また、個別にエクセルシートに入力したデータでは、操作性が悪く、他の事業領域での利用可能性も低いと考えられる。</p>	<p>□電力会社等は、設置場所ごとの使用量、請求額等についてのデータを管理していると思われるので、電子データで提供を受け、区の作業を効率化する道を探ることが望ましいのではないかと。</p> <p>□相手方がデータ提供に応じるかという問題もあり、提供を受けたとしても直ちに区が活用できる形のデータになっていない可能性もあり、時間はかかるかもしれないが、長期的な課題として取り組むことを助言したい。</p>	<p>□区が活用できるよう、電子データでの提供について電力会社等に問い合わせたが、提供は出来ないとのことであった。今後の課題として、引き続き要請していく。</p>	対応済

平成29年度荒川区包括外部監査結果報告

標題		現状	課題	意見	意見に対する対応状況	
IX 備品・工作物の管理について						
1 備品の管理について						
P64	(1) 廃棄報告もれについて	□備品台帳と備品は一致している必要があり、備品を廃棄した際は、備品台帳から削除する必要がある。	□実査の結果、所在を確認することができない備品があった。	□定期的に備品台帳との照合を行い、廃棄報告のもれがないかなどの対応が望まれる。	□廃棄もれがあった備品については、廃棄処理を行った。今後も、定期的に照合を行う。	対応済
P65	(2) 備品管理シールの貼付状況について	□備品には、備品台帳と内容が一致している備品シールを貼り付けする必要がある。	□実査の結果、備品シールの貼り付けを確認することができない備品があった。	□定期的に調査を行い（年に1回程度）、備品管理シールの貼りかえや備品検査時にこれらの不備を記録しておくなどの対応が望まれる。	□貼っていなかった車両やエアコンに備品シールを貼り付けた。今後も定期的に状態を確認する。	対応済
2 工作物の管理について						
P66	(1) 撤去報告もれについて	□財産台帳調書と工作物は一致している必要があり、工作物を撤去した際は、財産台帳調書から削除する必要がある。	□実査の結果、所在の確認をすることができない工作物があった。	□定期的に財産台帳調書との照合を行い、撤去報告のもれがないかなどの対応が望まれる。	□財産台帳調書と工作物等の照合を行い、記載漏れが無い確認した。今後も定期的に漏れがないか確認する。	対応済
P66	(2) 本来の用途とは異なる使用について	□機能は失われていないが、ランニングコストの節約のため、花壇として使用している噴水がある。	□実査の結果、本来の用途とは異なる使用が確認された工作物があった。	□公園利用者の要望があれば、再度噴水としての利用を検討することが望まれる。	□噴水から花壇に変更した箇所について、再度噴水に戻してほしいといった要望は出ておらず、現状の花壇の状態が好評である。今後も公園利用者のニーズを常に意識しながら、施設の有効活用を図っていく。	対応済